

別表 2

旅費及び宿泊費について

費目	旅費		宿泊費
	交通費 (公共交通機関)	交通費 (自家用車)	
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、公共交通機関を利用すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自家用車を利用する場合は、<b>やむを得ない場合</b>とする</li> <li>その場合は、必ず「<b>自家用車使用申立書</b>」を提出すること</li> </ul>	下記の宿泊費基準額を上限とする(※2)
	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃(※1)	<b>【算出方法】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>1kmあたり37円(※2)</li> <li>高速道路の利用料金は実費支給</li> </ul>	
対象と ならない 経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>電車のグリーン席</li> <li>航空機等の特別料金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常発生する生活費と区分できない経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>単体での領収書による「朝食代」等の「食事代」</li> <li>上限額を超えた超過部分の支出</li> </ul>

※1 タクシー利用を示すこととする。

※2 徳島県「職員の旅費に関する条例」参照。

宿泊費基準額

単位： 円

単位： 円

区分	金額(上限)	区分	金額(上限)
北海道	18,000	滋賀県	15,000
青森県	15,000	京都府	27,000
岩手県	13,000	大阪府	18,000
宮城県	14,000	兵庫県	17,000
秋田県	15,000	奈良県	15,000
山形県	14,000	和歌山県	15,000
福島県	11,000	鳥取県	11,000
茨城県	15,000	島根県	13,000
栃木県	14,000	岡山県	14,000
群馬県	14,000	広島県	18,000
埼玉県	27,000	山口県	11,000
千葉県	24,000	徳島県	14,000
東京都	27,000	香川県	21,000
神奈川県	22,000	愛媛県	14,000
新潟県	22,000	高知県	15,000
富山県	15,000	福岡県	25,000
石川県	13,000	佐賀県	15,000
福井県	14,000	長崎県	15,000
山梨県	17,000	熊本県	20,000
長野県	15,000	大分県	15,000
岐阜県	18,000	宮崎県	17,000
静岡県	13,000	鹿児島県	17,000
愛知県	15,000	沖縄県	15,000
三重県	13,000		